

会議名	第20回板橋区福祉有償運送運営協議会
開催日時	令和3年7月12日（月）午前10：00から11：00まで
開催場所	第三委員会室
出席者	13名 [委員 9名] 会長、丸山副委員、小泉委員（代理：藤宮氏）、比企亜由美、古木委員、清田委員、金委員、河野委員、澤邊委員 [事務局：区4名] （福祉部）長谷川障がい政策課長、根本福祉係長、宮地主査、横山
会議の公開（傍聴）	公開（傍聴できる）
傍聴者数	0名
議 題	1 会長挨拶 2 委員紹介 3 板橋区における福祉有償運送の必要性について 4 協議 （1）「NPO法人 Car emo」の道路運送法第79条の6に関する有効期間の更新登録申請についての協議 （2）「社会福祉法人 ハッピーネット」の道路運送法第79条の7に関する運送区域の変更登録申請についての協議 5 その他
配付資料	資料1 委員一覧 資料2 板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料3 板橋区における福祉有償運送の必要性について 資料4 「NPO法人 Car emo」の道路運送法第79条の6に関する申請書類等 資料5 「社会福祉法人 ハッピーネット」の道路運送法第79条の7に関する申請書類等 資料6 福祉有償運送の登録に関する処理方針について 資料7 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取り扱いについて 資料8 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について 資料9 協議に当たっての留意点等について
所管課	福祉部障がいサービス課福祉係

障がいサービス課長

ただいまより第20回板橋区福祉有償運送運営協議会を開催させていただきます。

次第に従いまして進めさせていただきますと思います。

初めに、榎木会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆様、大変お忙しい中、第20回板橋区福祉有償運送運営協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の協議事項でございますが、更新登録1件、変更登録1件となっております。よろしく願いいたします。

障がいサービス課長

続きまして、委員の皆様のご紹介につきましては、資料の本協議会委員一覧をもちまして、ご紹介に代えさせていただきますと存じます。

(委員紹介について補足)

本日は、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、本協議会設置要綱第5条第2項の規定により、本日の協議会は有効に成立しておりますことをご案内申し上げます。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。

以降の議事進行につきましては、会長にお願いをいたします。

会長

それでは、初めに板橋区における福祉有償運送の必要性について事務局から説明させていただきます。

障がいサービス課長

福祉有償運送の必要性につきましては、前回の協議会で説明させていただきましたので、詳細な説明は割愛をさせていただきます。

(資料に係る修正点について補足)

会長

続きまして、NPO法人Caremo様の道路運送法第79条の6に基づく有効期間の更新

登録申請につきまして、協議に入りたいと存じます。事務局より説明いたします。

障がいサービス課長

NPO法人Caremo様は、高齢者や障がい者などの移動支援と生活支援の事業活動を通じて、地域の福祉を向上させることを目的とする団体でございます。事務局が板橋区東新町で、在宅診療を行っておられます「やまと診療所」の中にごございます。主に診療所の患者さんを対象とした運営を実施されておられます。

法人につきましては、2016年2月29日に設立をされまして、2016年5月に開催されました第13回の協議会で新規登録申請をされ、今回が2回目の更新登録申請となっております。

それでは、Caremo様の鈴木裕之様より、更新登録申請及び対価につきまして、ご説明をお願いしたいと思います。

Caremo

Caremoの鈴木と申します。2回目の更新ということで、前回とほとんど内容は変わっておりません。微力ではありますが、板橋区で地域の足を支えていければと思っております。

診療所の患者様、主に末期がんの患者様が多くて、お亡くなりになるような方の病院への行き来が中心です。内容は前回と変わりません。事前にお読みいただいているので、改めて説明はさせていただきますませんが、運送の対価についても、おおよそ介護タクシーの半額というラインで運営をさせていただいております。

会長

ただいまご説明いただきましたので、ご質問がございましたらお願いいたします。

委員

回数等とか人数は、3年の間に増加されているのでしょうか。事故等はありませんでしょうか。点呼のときにアルコールチェック等はされていますでしょうか。

Caremo

まず、会員ですが、亡くなられる方もいらっしゃるので増えているということではなく、体調の安定した患者さんが、年に数名ずつ増えていくという形です。累積としては増えていますがそのときそのときで見ると、変わらない人数というような状況でございます。

事故はこの3年間起こしておりません。

点呼のときのアルコールについてですが、車に備付けのアルコールチェッカーで、ドライバーは私だけなので、私が確認しております。

委員

管理者とドライバーさんが同じということですか。

Caremo

管理者は別におります。

委員

アルコールチェックというのは、管理者のほうに提出されているのですか。

Caremo

オンラインの形ですけれども、連絡しております。

チェックし共有しているということです。

委員

記録は残されているのですか。

Caremo

はい。

会長

他にご質問はございますでしょうか。

委員

事前に配付された資料を見たのですが、運転手さんがお一人ということで、事故、体調不良等で運行ができない場合はどのように対応なさっているのでしょうか。

Caremo

登録運転手が1人ということで、キャンセルをお願いするという形になるかと思います。継続的に増やそうという努力はしているのですが、ハローワークとかでもなかなかご連絡いただくことはなく、ドライバーの数でいうと、増えずという状況でございます。

会長

他に何かご質問等ございますか。

(発言する者なし)

ご質問がないようですので、NPO法人Caremo様の更新登録申請、そして対価につきましては、協議が調ったものといたします。以上で協議は終了といたします。

Caremo

ありがとうございます。どうぞご指導よろしく申し上げます。

会長

続きまして、社会福祉法人ハッピーネット様の道路運送法第79条の7に基づく運送区域の変更登録申請について協議に入りたいと存じます。

事務局より説明いたします。

障がいサービス課長

社会福祉法人ハッピーネット様は、生活介護や就労継続支援B型、また特別養護老人ホームなどを運営されておられます。

そうした経験を生かされまして、2021年2月に重度障がい者グループホームにショートステイ、その他相談機能を付加した多機能拠点整備型の地域生活支援拠点としてゆめの園上宿ホームを練馬区に開設されておられます。既に練馬区の福祉有償運送協議会におかれまして、協議が調っておられるところでございます。

利用者の中に板橋区民がいらっしゃるということで、運送区域を板橋区に拡大するため、発地が練馬区、着地が板橋区というようなケースもあるということで、今回は板橋区の協議会で区域に関する変更登録申請をいただいております。

それでは、ハッピーネット様より、変更登録申請及び対価につきまして、ご説明をお願い申し上げます。

ハッピーネット

福祉有償運送新規変更登録申請団体要件確認票を基に説明させていただきます。

まず、運営主体は、社会福祉法人ハッピーネットとなっております。代表者は理事長の伏見広一で、所在地は記載のとおりになります。

事務所がゆめの園上宿ホームショートステイ事業所で、所在地は記載のとおりで、代表者はこちらも理事長の伏見広一となっております。

法令遵守につきましては、申請書のとおり役員全員が法79条の4第1号から第4号のいずれにも該当しないことを確認しております。

旅客から収受する対価につきましては、資料に記載がありますので、ご覧になっていただければと思います。

続きまして、使用車両ですが、日産のキャラバンで車椅子車両が1台あります。

運転者は現在2名で第一種運転免許保持者です。

運行管理体制は、資料をご覧いただければと思います。

運送対象ですが、現在、練馬区と板橋区の方を合わせて会員数が28名となっております。

損害賠償措置ですが、あいおいニッセイ同和損保と契約させていただいております。

続きまして、特記事項ですが、当事業所は、令和3年2月に練馬区の北町のほうに新設され、重度の知的障がいや身体障がいなどを抱える方を対象とした短期入所事業になります。障がいの程度が重度となりますので、言葉によるコミュニケーションが難しい方や行動制限がある方、また特別な車椅子をご利用の方など、通常の公共交通機関の利用や家族対応が困難な方の送迎手段を確保するために、今回申請させていただきました。

現在、練馬区においては、既に福祉有償運送での運行をさせていただいております。地域が板橋に隣接しているため、板橋の方のニーズが多いのが現状でございます。

その他確認事項ですが、資料に記載のとおりとなります。説明は以上となります。

障がいサービス課長

今のご説明等に対して、ご質問ございますでしょうか。

委員

旅客名簿は練馬の人も含んでいるのでしょうか。

ハッピーネット

はい、練馬区の方も記載しております。

委員

分かりました。運賃は練馬と同じでしょうか。

ハッピーネット

練馬と同じ対価で運行差し上げています。

委員

練馬で取ったときには、口の区分の方もいらっしゃったと思うのですが変わりましたでしょうか。

ハッピーネット

練馬区で申請させていただいたときは、見込みの段階として申請させていただいたもので、旅客名簿を整理させていただいたときに口に該当する方がいらっしゃらないので、今回チェックが付いていないという形になりました。

委員

なるほど。ちなみに、板橋区事務局側の意見でお聞きしたいのですが、今後、精神障害者の人もハッピーネットさんに運送を依頼する需要はあると考えられていますでしょうか。

障がいサービス課長

いわゆる交通弱者といいますか、精神障害者等の移動支援の需要というものは、区内で

非常に大きなものがあると捉えております。

委員

ありがとうございます。

協議が調ったときに、申請書類を提出していただくとお思います。運送する旅客の範囲について、旅客名簿だとイとハとトしかありませんが、練馬区では口も持っているので、板橋区としても、口の区分の精神障害者を運んでほしいということであれば、協議が調った書面に口も入れていただけるようお願いいたします。

あと、車両数について、今は1台しかありませんが、今後増やす予定はありますか。

ハッピーネット

今のところ、ないです。

会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

委員

先ほどの委員さんと同じ質問ですが、3年間で事故とかはございませんでしょうか。

ハッピーネット

事故はないです。

委員

運行前の点検等は、記録はされていますか。

ハッピーネット

運転する職員の出勤後か、運転開始前に、運行管理者のほうと対面で安全確認をして、記録を残しております。

委員

アルコールチェックですが、2人のドライバーさんがいらっしゃいますが、記録されていますか。

ハッピーネット

アルコールの詳しい数値はチェックしていないですが、飲酒運転の基準外か基準内かは記載させております。

委員

運転前と後のチェックの両方をされたほうが良いと思いました。

ハッピーネット

ご指摘のとおり、先ほどの団体さんも、アルコールチェッカーで確認しているということでしたので、私たちのほうもアルコールチェッカーを購入し、確実に確認をしていきたいと思えます。ありがとうございます。

委員

我が社では、営業所内にビール等の缶があっただけでも問題で、持込禁止にしています。人が増えてくると大事になると思えますので、よろしくお願いします。

障がいサービス課長

ほかにご質問ございますでしょうか。

委員

旅客の名簿を見ますと、28名の方がいらっしゃるの、1台の車で運送されているとかなり忙しいでしょうか。

ハッピーネット

現在、練馬区民の方だけですが、週3から4回のペースで運行中ですので、そんなに多いというわけではないです。

委員

28名の方全員が車を使っているか分からないのですが、1日に何往復ぐらいされるのですか。1台の車に最大2名しか乗車できない形になっていたのに、20往復ぐらいされるのですか。

ハッピーネット

ショートステイのお部屋が最大で4部屋しかないのに最大でも4往復です。

ペースも1日1回未満です。

委員

そうなのですね。すごく回数が多いのかなと思っていました。

運行管理者さんと運転手さんで、チェックとか点呼のようなものをされているということでしたので、今後も今までどおり続けていただければと思います。

ハッピーネット

はい、分かりました。

会長

ありがとうございました。

確認させていただいてもよろしいですか。

旅客名簿の方々というのは、基本的にショートステイ事業の利用者ということでしょうか。

ハッピーネット

そうです。ショートステイで契約されている方の名簿になります。

会長

分かりました、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

委員

運輸支局の方に確認したいのですが、

さっきの旅客名簿で、運送に必要とする理由の口の部分が今回はないですが、将来あり得ますとって協議が調ったら輸送してもよいという解釈でよいのか、逆に、協議の場で運ばない前提で輸送する範囲に記載がない場合は、次の更新まで口の人は運ばないという認識でよろしいのか確認させてください。

委員

名簿にない区分については登録できないとなっています。ただ、運営協議会で、区として必要なのであれば、従前からやっていた区分はできるという感じですが。新たに区分追加するときには名簿に記載が必要となります。

協議が調い、事業者のほうで運ばないというふうに申請してきた場合、その区分は運ばないです。増やす場合は、もう一回協議を取らなきゃいけないという話になり得ます。

委員

ありがとうございます。

もう一点、今回の名簿でいうと、現状は練馬のほうの事業を中心にしている、板橋区もという名簿になっているのですが、例えば、練馬の利用者さんを削除して、板橋区はここですとしなくても、追加になる板橋区の部分と従前の範囲の部分は一緒くたの名簿でよろしいのですか。

委員

はい、大丈夫です。あくまでも、事業者として運べるかどうかというところですが。区としてやってもらうかというところですが。

会長

ありがとうございます。事務局のほうで補足とかありますか。

障がいサービス課長

板橋区では精神障害者の移動手段が不足している状況ですので、運送者様側のほうで対

応ができないのであれば、記載は難しいというところではございますけれども、余地があるのであれば、区としては残しておいていただくと、今後ニーズにお応えできるのかなと思います。

ハッピーネット様からのお考え等もお聞かせいただければと思います。

ハッピーネット

精神障害者の利用というのが今のところないので、今回外させていただいているのですが、施設の特性上、緊急のショートステイの役割もあるので、精神の方の利用というのも可能性としてはなくはないかなと思いますので、丸をつけて申請させていただければと思います。

会長

ありがとうございました。区分につきましては、そういう方向で協議が調ったということでもよろしいでしょうか。

ほかにご質問がないようでしたら、協議会として決定をさせていただきたいと思います。

それでは、社会福祉法人ハッピーネット様の変更登録申請と対価につきましては、協議が調ったものといたします。

これをもちまして、第20回板橋区福祉有償運送運営協議会を閉会とさせていただきたいと思います。

本日はご出席どうもありがとうございました。